

Tokyo Taiju 大樹 Law offices

NO.55



「撮影：小林正和氏」

忙しい日々でも、一週間の終わりには流石にほっとする。特に、頭が痛い弁護士会の委員会を終えて事務所に戻った金曜日の方は、明日は土曜日だと思うと、こわばった肩が緩んで、気持ちが和む。

それにしても一日、一日がなんと速いとか。地球の自転の速度は一定の筈だから、時間の速さも一定だとは思うが、その速度は少しづつ速くなっているように感じる。最近は、むしろ、一定なのは速度ではなく、加速度ではないかとすら思える。現実の経過時間をX軸に、感覚的経過時間をY軸に取つてグラフを書けば、右上がりの抛物線になりそうだ。

しかしそれは人間の感覚であって、現実には時計は一定の速度で正確に時を刻んでいるのだ。

忙じうとうう字は、立心偏に亡と書くので、心が失われる状態であるとか。言われてみれば、宜なるかな。あまりに忙しいと、作業はついおろそかになる。しかし多少の忙しさは作業に緊張を与え、能率をよくするので、適度の忙しさは、むしろ、ほしい。忙しいと、ことの重要性と緊急度にしたがって、必死に手順を考え、作業の密度が濃くなつて、生き生きとした時間を過ごすこととなる。元気だから忙しいと言えるが、忙しいから元気であるともいえそうだ。

新しい年が始まった。心を失うことなく、適度の緊張をもつて、心身両面で健康を維持し、課題を抱える方々の要請に、適切迅速に応える事務所であり続けたい。

今年もよろしくお願ひ申し上げます。

新しい年を適度の緊張で

弁護士 松浦基之



TOKYO大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目10番3号 太田紙興新宿ビル8階
TEL.03-3354-9661(代) / FAX.03-3354-3324

外国人研修・技能実習制度の闇

弁護士 安孫子理良



日本にある「奴隸制」を国連が注視している。こんな現実を知っていますか?

二〇〇八年六月

六日、中国人の技能実習生・蔣曉東さんが死亡しました。蔣さんは、茨城県潮来市のメック加工会社で働いていましたが、同社の寮で深夜午前四時頃、うめき声を挙げ、意識不明となり亡くなりました。死因は急性心機能不全でした。死亡後、蔣さんの遺品から発見された〇七年一月のタイムカードから、その一ヶ月間の時間外労働時間が一八〇時間に上ることが判明しました。また友人の話から、来日一年目には月一〇〇時間程度、二年目以降は月一五〇時間程度の時間外労働をしていました」ともわかりました。

蔣さんの件で、私を含む弁護士有志は「外国人技能実習生過労死労災事件弁護団」を結成し、中國に住む遺族からの依頼で労災申請を行いました。労災申請前に行った証拠保全手続において、会社からは、残業時間が短く、休日の多いタイムカードが提出されました。これについて、鹿島労基署は、会社関係者が蔣さん死亡後、実際の労働時間の記載されたタイムカードを破棄した疑いがあるとして、会社及び会社社長を書類送検としました。そして〇九年七月、鹿嶋労基署は、技能実習生としては初めて、蔣晓東さんに過労死として労災認定をする方針を決めました。

この蔣さんの例は水山の一角に過ぎません。国際研修協力機構（JETCO）によると、外国人研修・技能実習生のうち、〇八年は三四人（脳・心

映画人の勇気

弁護士 岩田 整



個人的な感想をつぶやくことにします。「ザ・コーグ」は、イルカ漁に反対する立場から一方的に作られたものである、「盗撮」など用いられた製作手法に問題がある、などと批判されます。こうした批判は、ドキュメンタリー映画のあり方などに興味深い問題を提起するものかも知れませんが、映画の一般公開を許さないとする理由になります。私は、当事務所の先輩である近藤博徳弁護士とともに、「ザ・コーグ」を配給する側の代理人として本件に関わりましたので、紙面を借りて、

個人的な感想をつぶやくことにします。「ザ・コーグ」は、イルカ漁に反対する立場から一方的に作られたものである、「盗撮」など用いられた製作手法に問題がある、などと批判されます。こうした批判は、ドキュメンタリー映画のあり方などに興味深い問題を提起するものかも知れませんが、映画の一般公開を許さないとする理由になります。私は、到底考えられません。表現の内容に不満があるからといって、その発表 자체を妨げてもよいとなると、憲法で保障された表現の自由が脅かされることにもなりかねないからです。

さて、映画の一般公開にとって最も大きな障害となつたのは、自称「市民団体」による抗議・妨害活動でした。彼らは、配給会社の営業所や上映予定映画館前の路上で、拡音器を用いて大声でがなりたてる街頭宣伝を行い、「ザ・コーグ」の公開中止を執拗に要求しました。彼らの街頭宣伝は繰り返され、エスカレートし、早朝から配給会社や映画館代表者の自宅に押しかけるまでに至りました。彼らの行為は、会社の持つ営業の自由や代表者個人の持つ人格権を「実力」を以って侵害するものであつて、到底許されるはずがありません。一方、実

Lawyers column



先日、東京都葛飾区にある新葛飾病院で病院見学をさせていただき、清水陽一院長と豊田郁

子さんからお話をつかいました。

豊田さんは、医療事故により5歳の息子さんを亡くされた方で、医療事故被害者として多くの講演や活動を行う一方、新葛飾病院の医療安全対策室・患者支援室でセーフティーマネージャーをつとめています。清水院長が医療安全対策室などを開設する際、医療事故被害者の視点を入れたいとお説いしたそうでした。

この日のテーマは「うそをつかない医療」。清水院長からは、ミスがあれば謝罪する、ないなら何度でも説明する、不明なら第三者に委ねるという病院の基本姿勢のほか、患者が病院を訴える理由の99%は病院の不誠実さに対する怒りであること、最初からクレームを

つけたつむりで病院に来る患者はおりず、クレーマーなどは病院が作り出していくことになり、自身ががん患者で抗がん剤治療中とは思えないほど、力強く、心に響くお話をしていた

力行使に遭った依頼者の恐怖を想像すると、「実際に屈してしまっても責められないとも思つていました。幸い、依頼者は、恐怖を乗り越える勇気を持っていましたので、裁判所に、彼らの街頭宣伝を禁止する仮処分命令を申し立てました。命令を得た後も彼らは肅然と従つてではなく多少の混乱がありましたが、結果的に、彼らの「実力」行使は止み、「ザ・コーグ」は無事一般公開されました。

この事件で、私は、法的手続を用いて理不尽な実力行使を阻止できることに一応は満足していました。一方で、恐怖に晒され続けた依頼者にとっては、結果を得るまでの時間が長く、法的手続の迅速性、即効性が不十分に感じられたはずです。依頼者に勇気と覚悟がないと当然の権利を守ることも覚束ないじうわ」と強く感じさせられました。

弁護士 濱野泰嘉

Lawyers essay



調停委員をやつてます。

弁護士 井堀 哲

二〇一〇年四月より東京家庭裁判所(立川支部)の家事調停委員になつた。ご存知のように、調停とは離婚や相続等の紛争を裁判所の関与のもと、話し合いで解決する制度である。その話し合いを仲介するのが、調停委員の役割である。

調停委員就任を周囲に吹聴すると「えー、やめてくれよ」「マジ? 何でお前が?」「お手柔らかに」等と心外なりアクションに見舞われる。全国の調停委員の名誉のために弁明すると、調停委員が個人的な感情でどちらかに肩入れすることはないし、私は皆さんが想像されているより遥かに親身になつて両当事者の主張を伺つてている(つも

り)。

ところで弁護士業務では味わえない調停委員の醍醐味(しんじゆとう)どころは、両当事者の思いの丈をダイレクトに受け止めつつ、これを公正中立に調整しなければならない点である。弁護士の調停委員に割り当てられるのは遺産分割事案なので、親族間の感情が特に激しく衝突する場面が多い。憔悴して帰宅し「家事調停は予想外にしじ」と漏らすと、「え? 当然でしょ。家族間の争いなんだから」と妻。

なるほど。「他人なりまだしも、血のつながっている者同士なのにどうしてわかってくれないのか」という気持ち。割り切れない思い。それが家事調停の紛争の核心かもしれません。

した。

この事件で、私は、法的手続を用いて理不尽な実力行使を阻止できることに一応は満足していました。一方で、恐怖に晒され続けた依頼者にとっては、結果を得るまでの時間が長く、法的手続の迅速性、即効性が不十分に感じられたはずです。依頼者に勇気と覚悟がないと当然の権利を守ることも覚束ないじうわ」と強く感じさせられました。

[「ティー・パートナー」]



弁護士 近藤博徳

昨年読んだ本

物語〔岩波書店〕でした。米国にとって「自由」は非常に重要な概念であるにも関わらず、その建国から現代に至るまで「自由」の定義は常に変遷し、今も変わりつつある、といふことを膨大な史実を挙げて、論じた本でした。ちょうどそのころ、アメリカの中間選挙で、保守系の共和党候補者を支持する「ティー・パーティ」の活動が注目されていて、「アメリカの新しい保守の動き」と評するメ



弁護士 榎本信行

死刑制度

裁判員裁判が始まって、死刑制度が大きな問題になっている。東京港区の耳かき店員ら殺害事件で、昨年一月死刑が求刑されたが、無期懲役の判決になった。この事件の裁判員は、「夢にまで証拠が出てきた。寝る前、シャワーを浴びて目をつむったときも考えてしまった」といった。死刑について一般

ディアもありましたが、この本によれば、「ティー・パートナー」の思想は、むしろ考え方立っていることがよく分かります。大英帝国の植民地に対する重税に抵抗し、個人の経済的自立を重視するアメリカ力における最も古い「自由」の考え方立っています。そこで、その思想が「自由」に残ったものの一つが「アメリカ自由」の物語〔岩波書店〕でした。米国にとって「自由」は非常に重要な概念であるにも関わらず、その建国から現代に至るまで「自由」の定義は常に変遷し、今も変わりつつある、といふことを膨大な史実を挙げて、論じた本でした。ちょうどそのころ、アメリカの中間選挙で、保守系の共和党候補者を支持する「ティー・パーティ」の活動が注目されていて、「アメリカの新しい保守の動き」と評するメ

え方の違いというものは大きいものですね。表層的な出来事を見て判断をすることの危うさを改めて感じました。

Lawyers column



事務局 ちょっとひどいこと

▼育児休暇の末、仕事に復帰しました。息子はありとあらゆる病気になり、急に仕事を休まざるをえず悩む」との通続です。そんなときにお子さんどう、大丈夫と聞いて下さる事務所の皆様のあたたかい言葉に救われています。四十度の熱の息子をおぶってバスに乗ると病気の子供と知らず(知つてか?)かわいいねと声をかけて下さる名も知らない街の人々。たくさんの方々に支えられて、今日も書類書いています。(西)

▼「心に太陽の末」幼稚園で習ったツェーザル・フライシュレンの詩。何年もの間ぼっかりと忘れかけていたこの詩が、私の頭の中に舞い戻りました。ただ朗讀していたあの頃とは違う、今は一節一節が心に響いてきます。

「心に太陽の末、自転車をしながら働かれている尊敬する先輩方の家事・育児をしながら働かれていた先輩方のように、大きな樹を支えるずっとした根になれよう、日々成長していくだけだと思います。宣しくお願い致します。(や)

編集後記

この数年、毎年のように身内が病気・けがなどに入院しています。しかし、医療の進歩によりカテーテル手術がどんどん取り入れられ、本当に短期間の入院で済むようになります。本人は早く自宅に戻れると喜びとしていますが、病人・けが人であることに変わりなく、退院してからの周囲の負担は同じです。今年は、皆元気で暮らしますように。(藤)

ホームページはこちらです。
<http://www.tokyotaiju.com/>



事務所案内図

地下鉄丸ノ内線
「新宿御苑前」
2番出口
(大木戸門方面)
徒歩2分